

群馬県男女共同参画推進委員会規則

平成十六年三月二十四日
規則第二十二号

群馬県男女共同参画推進委員会規則をここに公布する。

群馬県男女共同参画推進委員会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、群馬県男女共同参画推進条例(平成十六年群馬県条例第二十三号)第二十二条の規定に基づき、群馬県男女共同参画推進委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第二条 委員会に、会長及び副会長一人を置き、委員会の委員(以下「委員」という。)の互選によってこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第三条 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第四条 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、その部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。

6 前条の規定は、部会について準用する。

(委任)

第五条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。